

# 令和6年度ヒグマ生息調査業務仕様書

## 1 業務名称

令和6年度ヒグマ生息調査業務

## 2 業務概要

札幌市と酪農学園大学が連携・協働し実施している札幌市内のヒグマの生息調査において、市街地近郊の生息状況を調査し、市が実施するヒグマ対策の基礎情報を収集する。

## 3 業務期間

契約の日から令和7年3月21日まで

## 4 基本事項

### (1) 体制準備

業務に必要な調査記録用機材、誘引用の塗料、試料回収紙封筒、試料保管設備を準備するとともに、調査に必要な従事者の体制を整えること。

### (2) 調査体制

業務の従事にあたっては、ヒグマの知見を有し、野生動物調査の知識と経験を持つ者の2名体制を基本とする。

## 5 業務内容

### (1) 調査実施場所について

「さっぽろヒグマ基本計画2023」で定めるヒグマ対策重点エリア及びその周辺（以下「重点エリア」という。）に14か所、その他地域に15か所、計29か所を調査実施場所（別添「調査一覧」参照）とする。

### (2) 作業内容について

重点エリア内の14か所については、ヘア・トラップ（ヒグマの被毛を採取するために林内に仕掛けた木杭及び有刺鉄線を指す。）及び自動撮影カメラによる調査を行い、その他地域の15か所については、自動撮影カメラのみによる調査を行う。

なお、ヘア・トラップ及び自動撮影カメラは委託者が事前に設置することとし、撤去は委託者の指示により受託者が実施するものとする。

#### ア ヘア・トラップの確認

有刺鉄線等にヒグマの被毛が付着していた場合には、個別に紙封筒にて回収した後、速やかに冷凍保管し、委託者が指定する時期に指定の場所に提出すること。また、被毛回収後は有刺鉄線のクリーニングを行い、ヒグマ誘引用の木杭に誘引用の塗料を適宜追加で塗布すること。

#### イ 自動撮影カメラの確認

SDカードの回収、交換を行い、記録されたデータの整理を行うこと。また、電池交換・作業確認等のメンテナンス作業を行うこと。

#### ウ 作業頻度

ヘア・トラップ及び自動撮影カメラの確認頻度は少なくとも1ヶ月に1回程度の頻度で行うこととし、1か所の調査地点につき4回以上実施すること。ただしヒグマの撮影頻度が少ない8月については、この限りではない。

また、各調査地点の見回りの日程や回数等については、委託者及び酪農学園大学と協議のうえ事業開始前に計画を提出すること。

#### エ 簡易報告

作業内容及び調査結果については、概ね1ヶ月ごとに所定の報告書を提出すること。

また、この調査中に、林道あるいは散策路等の一般利用者が利用する場所でヒグマのフンや足跡を発見した場合は直ちに委託者に連絡して指示に従うとともに、写真データ等についてメールで簡易報告をすること。

### 6 打合せ

業務の実施に際し、業務開始時と業務取りまとめ時に担当者と打ち合わせを実施する。

### 7 報告書の作成

業務の結果について、報告書に取りまとめて提出すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

### 8 検査

受託者は本業務終了後、業務完了届を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 7と同じ

### 9 その他

- (1) 本業務については、本市周辺のヒグマ生息地で実施することから、受託者の責任において十分な安全対策を講じること。
- (2) 比較的奥山の道路等の環境が万全ではない場所での調査となるため、荒天や土砂災害等のやむを得ない状況によって計画通りのサンプル回収が遅延または不能となることが予想される。このような場合については、委託者と協議し了承を得ること。
- (3) 上記事由によりサンプルの回収が不能となった場合は、ヘアトラップ及び自動撮影カメラを他の場所に移設又は新規に設置する場合がある。この場合、委託者と受託者双方の協議のうえ、設置作業を行うこと。
- (4) 本業務の結果は、ヒグマの生息状況の把握と研究に用いられるため、十分な精度の維持に努めること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。

- (6) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (7) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

問い合わせ先


環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2879

担当 清尾・南雲

	No.	区名		ID	
市民の森	1	手稲区	手稲本町市民の森	TN-2	
	2	西区	西野市民の森	FK-1	
	3	中央区	盤溪市民の森	BK-2	
	4	中央区	盤溪市民の森	BK-3	
	5	南区	白川市民の森	SK-1	
	6	南区	白川市民の森	SK-3	
	7	南区	南沢市民の森	MS-1	
	8	南区	豊滝市民の森	TT-1	
	9	南区	豊滝市民の森	TT-2	
都市 環境林	10	清田区	白旗山都市環境林	SH-1	
	11	南区	藤野野鳥の森都市環境林	藤野小鳥の村	
	12	清田区	有明の滝都市環境林	AK-2	
	13	南区	南沢都市環境林	南沢都市環境林1	
	14	中央区	伏見都市環境林	伏見都市環境林	★
	15	中央区	旭山都市環境林	旭山都市環境林	★
	16	西区	山の手都市環境林	山の手都市環境林	★
	17	西区	五天山都市環境林	五天山都市環境林	★
18	南区	藻岩下都市環境林	藻岩下都市環境林	★	
その他	19	中央区	西高山	西高山 1	
	20	南区	Fu' s周辺	Fu' s周辺	
	21	南区	中ノ沢 (22林班)	NS-1	
	22	南区	中ノ沢 (24林班)	NS-2	
	23	中央区	砥石山 (3林班)	TM-1	
	24	西区	砥石山 (9林班)	TM-2	
	25	南区	観音沢川 (1001林班)	KN-1	
	26	南区	観音沢川 (1005林班)	KN-2	
	27	中央区	藻岩山 (28林班)	MY-1	
	28	中央区	藻岩山 (26林班)	KP-1	
	29	南区	宮城の沢線 (12林班)	SP-6	

 ヒグマ対策重点エリア  
 ★ 今年度より追加予定の調査地点